

法務省民二第1498号

平成24年6月15日

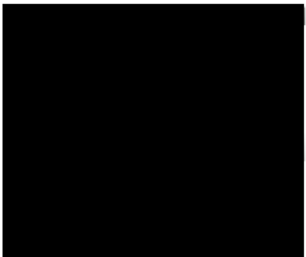
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

租税特別措置法第82条の規定に基づく新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取った土地の所有権の移転登記の免税に係る国土交通大臣の証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり国土交通省航空局長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



国空環第24号  
平成24年6月8日

法務省 民事局長 殿

国土交通省 航空局長

租税特別措置法第82条の規定に基づく新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取った土地の所有権の移転登記の免税に係る国土交通大臣の証明書の様式について（照会）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第82条及び同法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第31条の2に規定する新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取った土地の所有権の移転登記の免税に係る国土交通大臣の証明書の様式を別添のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。なお、差し支えなければ、その旨貴管下法務局及び地方法務局の登記官に対し周知願います。



登記を受ける物件の表示

土地

所在	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )

別紙乙号

法務省民二第1497号

平成24年6月15日

国土交通省航空局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第82条の規定に基づく新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取った土地の所有権の移転登記の免税に係る国土交通大臣の証明書の様式について（回答）

本月8日付け国空環第24号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。